

平成25年度 第1回 学校給食北部センター献立委員会 会議次第

日 時 平成25年7月8日(月)

午後4時00分

場 所 北部センター2階会議室

1. 開 会
2. 自己紹介
3. 会長、副会長の選任
4. 会長あいさつ
5. 協 議 事 項

1) 平成25年度献立計画について

2) アレルギー対応食について

3) その他

6. 閉 会

平成 2 5 年 度

学校給食北部センター献立委員会名簿

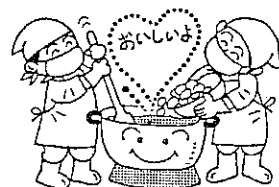
役 職 名	氏 名	電 話	備 考
小学校教頭代表	土屋 雅弘	68-6829	東小学校
中学校教頭代表	畑田 一心	67-2392	東中学校
岩村田小学校	市村 信子	67-3309	給食主任
平根小学校	柳澤 浩美	67-3539	〃
中佐都小学校	岩下 五月	67-3418	〃
高瀬小学校	柳沢 智江	67-2459	〃
東 小学校	戸塚 光子	68-6829	〃
浅間中学校	山崎 敬子	67-2410	〃
東 中学校	青木 理絵	67-2392	〃
小学校PTA代表	山崎 めぐみ		高瀬小PTA副会長
中学校PTA代表	上原 直美		浅間中PTA副会長
事務局 学校給食課長 課長補佐 事業係長 栄養教諭 栄養士 栄養士 調理主任 調理副主任	磯貝 修 吉田 晃 高橋 浩一 黒澤 真弓 原 砂織 岩下 泰枝 小林 崇志 桜井 俊子	佐久市大字長土呂64-22 学校給食北部センター 電 話 67-5694 F A X 66-3450	

献立委員会委員の年度別内訳

学校給食北部センター

年 度	小学校代表	中学校代表	小学校PTA代表	中学校PTA代表
平成10年度	東	浅間	高瀬	東
平成11年度	岩村田	東	東	浅間
平成12年度	高瀬	浅間	平根	東
平成13年度	中佐都	東	岩村田	浅間
平成14年度	平根	浅間	中佐都	東
平成15年度	東	東	高瀬	浅間
平成16年度	岩村田	浅間	東	東
平成17年度	高瀬	東	平根	浅間
平成18年度	中佐都	浅間	岩村田	東
平成19年度	平根	東	中佐都	浅間
平成20年度	東	浅間	高瀬	東
平成21年度	岩村田	東	東	浅間
平成22年度	高瀬	浅間	平根	東
平成23年度	中佐都	東	岩村田	浅間
平成24年度	平根	浅間	中佐都	東
平成25年度	東	東	高瀬	浅間

～ 安全で心のこもったおいしい給食作り～



給食内容

○ 主食

米飯（モンドウル田村屋、塩川ベーカーリー） 月、水、金
佐久市産こしひかり（JA佐久浅間）
パン（モンドウル田村屋、塩川ベーカーリー） 火、木
めん（木内麺業）木（6月中旬～9月中旬パン）

○ 牛乳 毎日つきます。長野県産 協同乳業（県の入札にて決定）

○ 副食 焼き物、揚げ物、蒸し物、煮物、炒め物、汁物、和え物のうち3品 （果物、デザート）

- ・ 地元でとれた野菜やくだものを積極的に取り入れています。
- ・ 郷土食や行事食、旬の食材を使用した季節感のある献立の工夫をします。
- ・ 各学校の希望献立の日を設けています。
- ・ 魚、大豆製品、海草、色の濃い野菜など子どもたちに嫌われがちな食品は工夫して食べやすいよう調理するようにしています。

調理作業

- ・ 可能な限り、手作りや食材の手切りをこころがけています。
- ・ 文部科学省「学校給食衛生管理基準」と厚生労働省基準に基づき管理運営しています。

学校、家庭との交流

- ・ 運営委員会 年3回開催 5月、11月、3月
 - ・ 献立委員会、年2回開催 6月、3月
 - ・ 連絡ノートの交換（毎日）
 - ・ 献立表、給食便りの配布（毎月・家庭配布）
 - ・ 献立カレンダーの配布（毎月・各クラス配布）
 - ・ 栄養士、係長、調理員による学校訪問（各クラス）
 - ・ 給食連絡簿（かけはし）の交換（各クラス）
 - ・ 試食会（センター又は学校にて実施）
 - ・ センター見学（児童・生徒・PTA）
 - ・ 給食週間時の栄養士の話（依頼により実施）
 - ・ 食に関する授業（依頼により実施）
 - ・ 学校保健委員会、PTA研修等での食の話（依頼により実施）
- ※ 学校、家庭との連携を密にしていきたいと思っています。

～ 献立作成にあたって ～

佐久市学校給食北部センター

学校給食の目標

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食の栄養価

文部科学省より示されている「学校給食の摂取基準」をもとに、1ヶ月平均して栄養量を満たすように作成しています。この基準は、厚生労働省が定めた「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の考え方を踏まえるとともに、児童生徒の健康状態や生活活動、地域の実情に配慮し、弾力的に適用することとなっています。

区分	児 童 (6～7才) の場合	児 童 (8～9才) の場合	児 童 (10～11才) の場合	生 徒 (12～14才) の場合
エネルギー kcal	530	640	750	820
たんぱく質 g	16	24	28	30
脂 質 %	16～26	18～32	22～38	25～40
食塩相当量 g	2未満	2.5未満	2.5未満	3未満
カルシウム mg	300	350	400	450
鉄 mg	2	3	4	4
ビタミンA μg	150	170	200	300
ビタミンB1 mg	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2 mg	0.4	0.4	0.5	0.5
ビタミンC mg	20	20	25	35
食物繊維 g	4	5	6	6.5
マグネシウム mg	70	80	110	140
亜鉛 mg	2	2	3	3

(学校給食摂取基準 平成25年1月30日付改定)

※小学校中学年を基準に低学年0.9、高学年1.1、中学校1.3倍を目安に量を調整し献立を作成しています。

(ただし、栄養面での調整が必要な場合はこの限りではない)

平成25年度 献立年間計画

佐久市学校給食北部センター

月	月目標	献立作成のポイント	行事食等	食品	指導内容	その他
4月	給食のきまりやマナーを覚えて楽しい給食にしよう。	入学、進級を祝う献立。 新入生が食べやすいよう調理の工夫。 春を感じる献立。	入学・進級祝	ちんげん菜、筍 キャベツ・菜の花 新玉ねぎ あまなつ	給食のきまりを知る。 正しい食事のあり方を身につける。	
5月	バランスのよい食事をするよう。	成長期に必要なバランスのとれた献立。	子どもの日	アスパラ こかぶ・かつお 新じゃが	小、中学生に必要なバランスのとれた食事を理解する。	献立委員会 運営委員会 学校訪問
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	カルシウム摂取を考慮した献立。 よく噛んで食べる献立。	虫歯予防デー かみかみ献立	梅・メロン・びわ さくらんぼ	カルシウムの働きを知り、必要量を摂取できるよう努力する。	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をするよう。	暑さに負けない食品をとり入れた献立。	七夕 土用丑の日 希望献立	トマト・なす きゅうり・オクラ うなぎ・ブラム すいか	夏の体の特性を知り暑さに負けない体を作るための食事を知る。	学校訪問
8月	規則正しい食事をするよう。	生活のリズムと食事に関連付ける献立。		かぼちゃ・なす ピーマン きゅうり・トマト じゃがいも	朝食の必要性 三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
9月	規則正しい食事をするよう。	運動量の多い月なので量と質の配慮をする。	防災の日 十五夜 運動会応援献立 希望献立	里芋・ごぼう かぼちゃ・冬瓜 梨・プルーン・ぶどう さんま・さば	三食の重要性と間食の役割を理解する。	学校訪問
10月	好き嫌いしないで食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	体育祭応援献立 希望献立	サツマイモ きのこ・くり いわし・さんま サバ	偏食の害を知り、バランスのよい食事をするように努力する。	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	秋の味覚、産物を取り入れた献立。	勤労感謝の日 (収穫祝) 希望献立	里芋・人参 きのこ・佐久鯉 たら・鮭 白菜・大根 柿・りんご	食べ物を大切にする気持ちを持つ。 作る人への感謝の気持ちを持つ。	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をするよう。	寒さに負けない食品をとり入れた献立。	クリスマス 冬至 年越し 希望献立	白菜・ねぎ チンゲン菜 ほうれん草・かぶ 水菜・ブロッコリー りんご・みかん	冬の体の特性を知り、寒さに負けない体を作るために必要な食品を知る。	学校訪問
1月	郷土の食べ物を知ろう。	郷土に伝わる食材を使って献立や行事に関連した献立。	鏡開き 給食記念日 希望献立	なずな・凍豆腐 大根・小松菜 佐久鯉・白菜 ぼんかん・苺	郷土に伝わる食べ物や行事食を知る。 給食の歴史を知る。	学校訪問
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	貧血など病気を予防するための栄養について考慮した献立。	節分 希望献立	ほうれん草・小松菜 白菜・三つ葉 いわし・れんげい いよかん・苺・豆	生涯の健康を配慮した望ましい食生活のあり方を理解する。	学校訪問
3月	食生活の反省をしよう。	卒業を祝う献立。	ひなまつり 卒業祝	お赤飯・菜の花 さわら・三つ葉 でこぼん	望ましい食生活への関心をもてるようになったか1年間のまとめをする。	献立委員会 運営委員会

アレルギー対応食提供について

佐久市学校給食北部センター

○献立

一般献立を基本として、食物アレルギーの起因となる食材料を除去した除去食または、代替食を提供します。

- | | | | |
|------------|---|-----|----------|
| ・主食 | パン・ソフト麺・ご飯自体が食べられない場合は停止し返金
混ぜ込みパン・混ぜご飯については除去または代替食 | | |
| ・主菜 | 除去または代替食 | ・副菜 | 除去または代替食 |
| ・汁物 | 除去または代替食 | ・牛乳 | 停止し返金 |
| ・デザート・ジャム等 | 代替食 | | |

対応例：小麦・乳・卵アレルギー

一般食献立

丸パン（小麦）
ハンバーグケチャップソース（パン粉）
糸寒天サラダ（しょうゆ）
アスパラのチーズシチュー
（ルウの小麦粉、牛乳、チーズ）

→

対応食

主食は停止（家庭より持参）
手作りハンバーグ（片栗粉使用）
糸寒天サラダ（小麦無しょうゆ使用）
アスパラのチーズシチュー
（米粉・豆乳使用）

○調理

- ・アレルギー調理室で、専任の栄養士と調理員が調理、配缶します。

○学校・家庭との連絡

- ・毎月20日までに翌月分の実施予定献立表を家庭に配布、25日までに家庭から実施承諾書を提出された場合に対応食の提供ができます。
- ・献立内容や児童生徒の様子について連絡を取り合います。

その他

○北部センターでそば粉を使ったメニューは現在出していません。しかし、使用する加工食品の原材料として使われていたり、製造ラインで混入する可能性があることも考え、業者より配合表をとり確認していきます。

○ソフトめん（ソフトうどん・ソフトラーメン含む）は、工場内でそばの製造が行われています。そばとの製造ラインは別ですが、工場内で空気中に飛散する可能性がある為、心配のある方には相談していただくようにしています。

○果物類、トマト、ミニトマト、マヨネーズ、サラダの調味料以外の生ものは現在出していません。ですので、これ以外の食品でアレルギーがあり、加熱すれば食べられるものについては対応食の対象外となります。

食物アレルギー対応について（学校用）

佐久市学校給食北部センター

1) 月々のやりとり

- ・ 毎月20日までに予定献立表を家庭配布

↓

- ・ 毎月25日までに承諾書をセンターへ提出（土日にかかる場合は前日までに）

↓

- ・ 毎月末日までに対応内容一覧を学校へ送付

（4月分は例外となります）

- ・ 3月15日頃に予定献立表を家庭配布

↓

- ・ 3月20日までに承諾書をセンターへ提出（教育委員会文書棚へ）

↓

- ・ 4月1日に対応内容一覧を学校へ送付

2) 日々のやりとり

- ・ 学校ごと、その日の対応食をまとめてアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れて配送します。

- ・ アレルギー食缶の中には、配送表と個別のアルミバックにネームプレートをつけて入れておきますので、配送後は学校ごとの取り決めにしたがって管理してください。

- ・ 個別のアルミバックの中に、対応食と連絡表を入れておきますので、必ず学級担任等の職員が確認し、サインして戻してください。連絡事項のある場合は連絡らんに記入してください。（サインのない場合は至急確認をとります）

- ・ 対応食がパンやデザートなどの業者配送品のみの日は、連絡表はクラスの食器かごへ入れます。

- ・ 対応食容器について

パン・・・パン屋より、ビニール袋に入れ区別しクラスのパン箱へ入れて配送

（例外でセンターから送る場合もあります）

ご飯・・・大容器

汁物・・・保温ジャー

主菜・・・小容器

和え物・・・小容器（保冷剤が入りますので、必ず戻してください）

果物・・・小容器 またはビニール袋

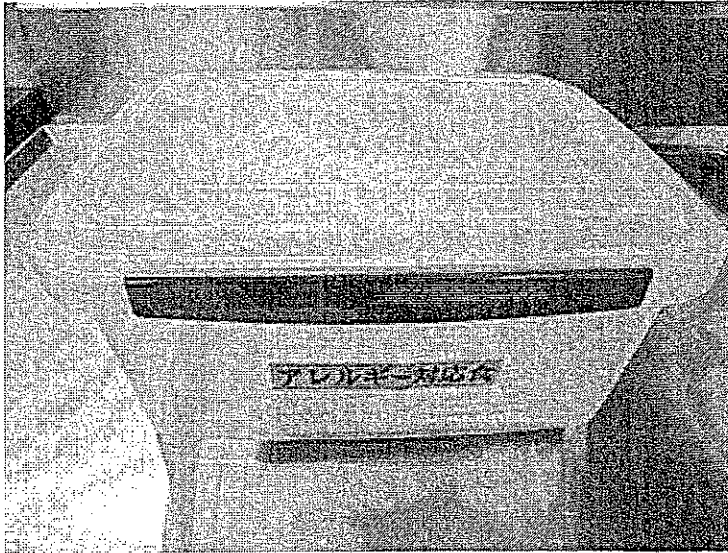
- ・ 対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく対応食容器に入れたまま戻してください。その際、容器のフタはきちんとしめてください。

- ・ 欠席連絡が家庭から来た日はセンターからの対応食を止めます。パンは届くかと思いますが校内で処分してください。

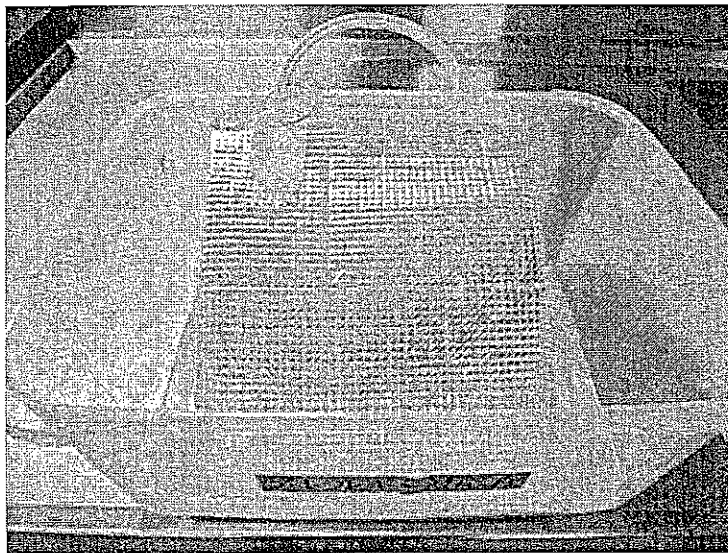
- ・ 数もののおかずは対応食がある場合はへらします。業者配送のデザートは代替食があっても減らしませんので、校内で予備にしてください。

3) その他

- ・ 学校配布の「学校管理下における食物アレルギーへの対応」「エピペンの使い方ガイド」のDVDを資料として活用して下さい。

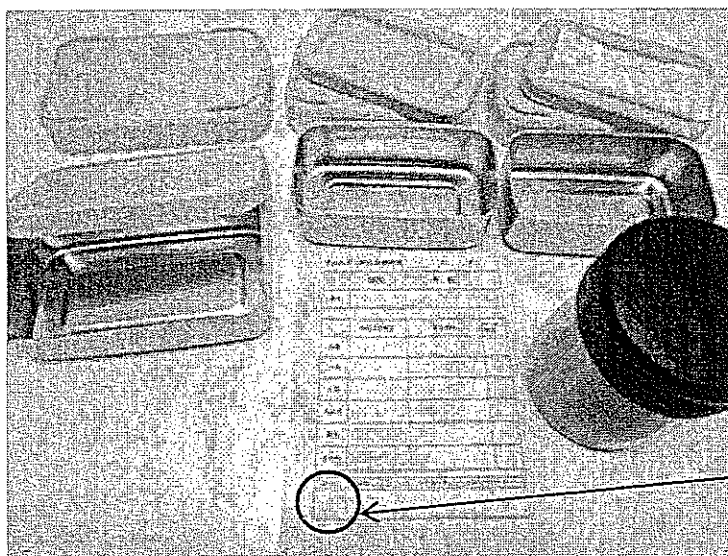


《アレルギー対応食食缶》



《食缶の中身》

- ・ 配送表
- ・ 対応食（個別アルミバックに
ネームプレート付）



《個別アルミバックの中身》

※対応食のあるもののみ、入ります。

左から

- ・ 大容器（ごはん）
- ・ 小容器（主菜）
- ・ 小容器＋保冷剤（サラダ等）
- ・ 保温ジャー（汁物）
- ・ 連絡表

学級担任にサインしてもらいます。

25年度

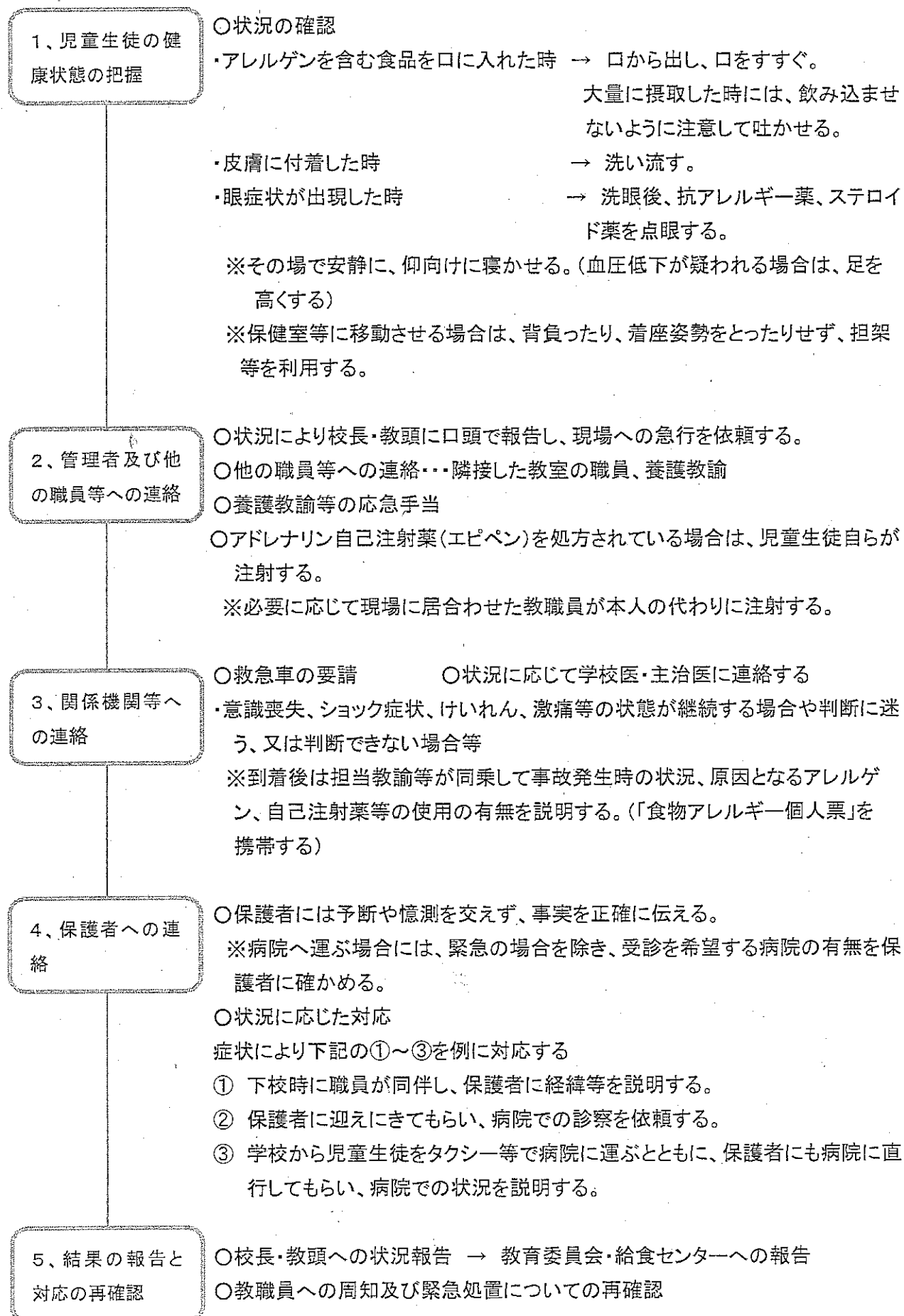
アレルギー対応食年間スケジュール

佐久市学校給食北部センター

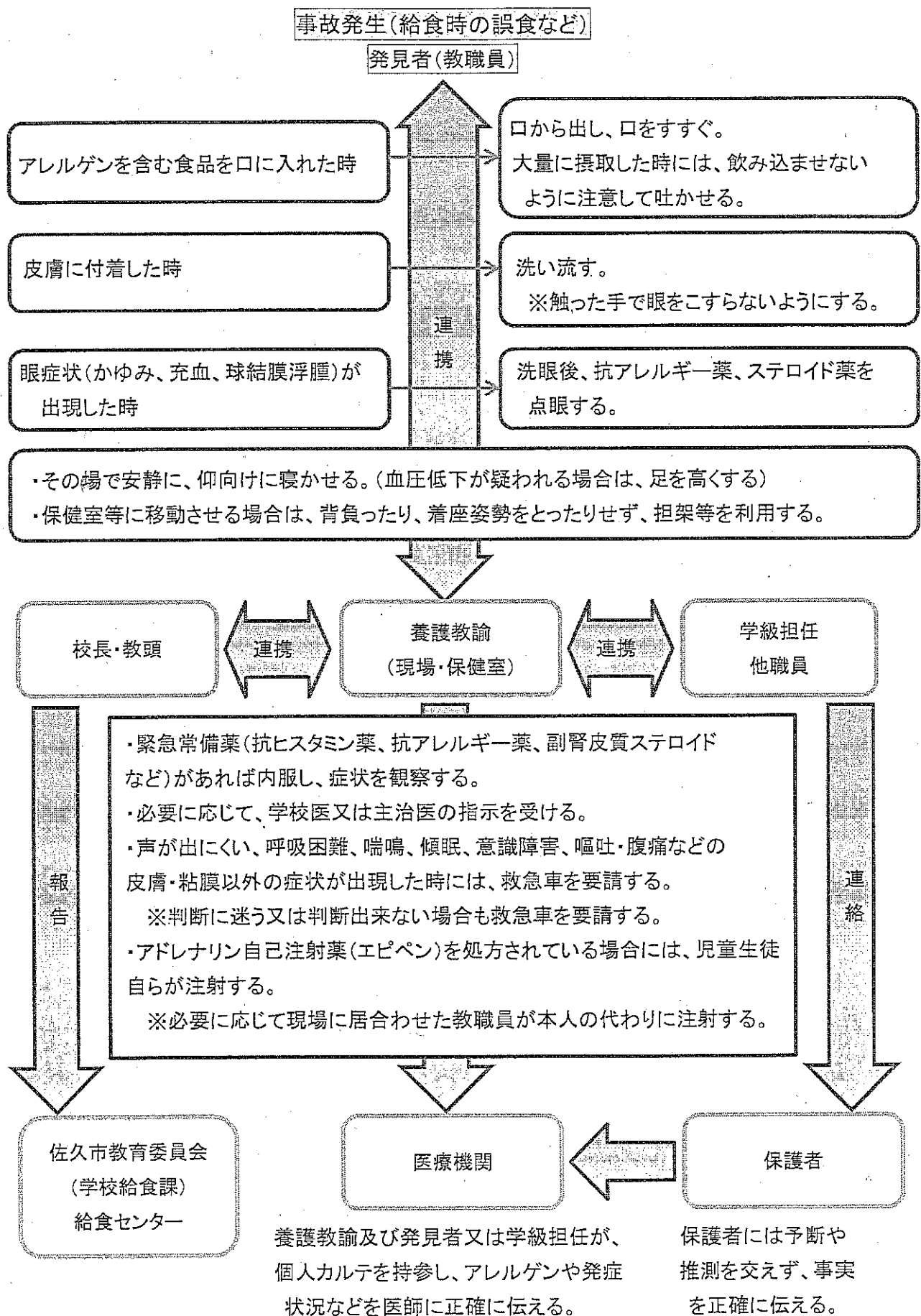
			小学校来入児	中学校新入生	継続児童生徒
1 学 期	4月		「対応食開始」		
	5月				
	6月				
	7月		「アレルギー調査の依頼」…各小学校へ		
2 学 期	8月				
	9月		「アレルギー調査」来入児一日入学時 □食物アレルギー調査票の配布		
	10月		□食物アレルギー調査票締め切り(10月末日)		
	11月		□食物アレルギー調査票とりまとめ 「アレルギー対応食提供事業説明会」 □説明会通知発送		
	12月		□説明会開催 (受診期間)	「新入生アレルギー調査の依頼」…各中学校へ	
3 学 期	1月		「実施意向調査」・「指示書」提出 □意向調査票・指示書提出 □意向調査票とりまとめ 「三者面談」 □面談日程調整		□継続意思の確認 (受診期間)
	2月	上旬	□面談通知発送	「中学新入生アレルギー調査」 □アレルギー調査票締め切り □アレルギー調査票とりまとめ	
		中旬	□面談		
		下旬	「申請書」提出 □申請書の受理および決定通知書起案		「継続書類」 □継続書類提出締め切り(アレルギー及び □継続書類とりまとめ 飲用牛乳停止書類)
	3月	上旬	□決定通知書送付、4月の承諾用書類送付		「三者面談」…必要により行う □決定通知送付 「アレルギー対応について(学校用)」送付 「継続書類」…新担任・職員へ申し送り 「次年度対応準備」

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (平成25年度)

(根拠: 佐久市学校給食センター条例施行規則)

1. この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
2. 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
3. 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 260円
 - (2) 中学生 300円
 - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
4. 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
5. 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
6. 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
7. 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
8. 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
9. 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。
ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
10. 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
11. 給食費は、10. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
12. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
13. 平成25年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額50円（消費税込）とする。
14. アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表 (平成25年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	50円	24円	42円	40円
中 学 校	50円	32円	46円	46円

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補
- (5) 書記又は技手

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補、技師補、書記及び技手は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

ればならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

(1) 出勤簿

(2) 超過勤務命令簿

- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。